

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健課)
- ◇告 示 土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)
- 海面における漁業の免許 (水産課)

公布された規則のあらまし

◇災害救助法施行細則の一部を改正する規則
一 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げることとした。(別表第一関係)

救助の種類	支出することができる費用の限度額	
	現 行	改 正 後
避難所の設置 (二〇〇人一日当たり)	三〇、〇〇〇円	三二、〇〇〇円
炊き出し等食品の給与 (一人一日当たり)	一、〇一〇円	一、〇二〇円
一人世帯	一七、〇〇〇円	一七、五〇〇円
二人世帯	二一、八〇〇円	二二、四〇〇円

被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家の全壊、 全焼又は流失 により被害を 受けた世帯に 対して行う場 合	夏 期		冬 期	
		四月一日 から九月 三十日ま で	六月一日 から九月 三十日ま で	十月一日 から翌年 三月三十 日まで	十月一日 から翌年 三月三十 日まで
住家の半壊、 半焼又は床上 浸水により被 害を受けた世 帯に対して行 う場合	合	三人世帯	三三、一〇〇円	三人世帯	三三、一〇〇円
		四人世帯	三八、四〇〇円	四人世帯	三九、五〇〇円
		五人世帯	四八、七〇〇円	五人世帯	五〇、一〇〇円
		六人以上一人 増すごとに 加算する額	七、一〇〇円	六人以上一人 増すごとに 加算する額	七、三〇〇円
		一人世帯	二八、一〇〇円	一人世帯	二八、八〇〇円
		二人世帯	三六、二〇〇円	二人世帯	三七、二〇〇円
		三人世帯	五〇、五〇〇円	三人世帯	五一、九〇〇円
		四人世帯	五九、二〇〇円	四人世帯	六〇、九〇〇円
		五人世帯	七四、二〇〇円	五人世帯	七六、四〇〇円
		六人以上一人 増すごとに 加算する額	一〇、一〇〇円	六人以上一人 増すごとに 加算する額	一〇、四〇〇円
		一人世帯	五、六〇〇円	一人世帯	五、七〇〇円
		二人世帯	七、五〇〇円	二人世帯	七、六〇〇円
三人世帯	一一、二〇〇円	三人世帯	一一、五〇〇円		
四人世帯	一三、六〇〇円	四人世帯	一三、九〇〇円		
五人世帯	一七、四〇〇円	五人世帯	一七、八〇〇円		
六人以上一人 増すごとに 加算する額	二、三〇〇円	六人以上一人 増すごとに 加算する額	二、四〇〇円		
一人世帯	八、九〇〇円	一人世帯	九、一〇〇円		
二人世帯	一一、八〇〇円	二人世帯	一二、一〇〇円		
三人世帯	一六、八〇〇円	三人世帯	一七、二〇〇円		
四人世帯	一九、八〇〇円	四人世帯	二〇、三〇〇円		
五人世帯	二五、〇〇〇円	五人世帯	二五、六〇〇円		
六人以上一人 増すごとに 加算する額	三、三〇〇円	六人以上一人 増すごとに 加算する額	三、四〇〇円		

埋 葬	大 人	(二体当たり)	一七一、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円
	小 人	(二体当たり)	一三六、八〇〇円	一四〇、〇〇〇円
死体の処理		(二体当たり)	二、九〇〇円	三、一〇〇円
障害物の除去		(二世帯当たり)	一三八、二〇〇円	一三九、六〇〇円

二 救助に従事する者に対する実費弁償の額を次のとおり引き上げることとした。
(別表第二関係)

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
医師及び歯科医師	一七、五〇〇円	一七、七〇〇円
薬 劑 師	二二、〇〇〇円	二二、二〇〇円
保健婦、助産婦及び看護婦	一一、五〇〇円	一一、七〇〇円
土木技術者及び建築技術者	一七、四〇〇円	一七、六〇〇円
大工、左官及びとび職	二〇、九〇〇円	二二、一〇〇円
医師及び歯科医師	二二、二七八円	二二、三〇四円
薬 劑 師	一、五六二円	一、五八八円
保健婦、助産婦及び看護婦	一、四九七円	一、五三三円
土木技術者及び建築技術者	二二、二六五円	二二、二九一円
大工、左官及びとび職	二二、七二〇円	二二、七四六円

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の1の(四)の(1)中「三〇、〇〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に改め、同表第二号の1の(三)中「一、〇一〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同表第三号の3の(一)中「一七、〇〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「三八、四〇〇円」を「三九、五〇〇円」に、「四八、七〇〇円」を「五〇、一〇〇円」に、「七一、一〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に、「二八、一〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、「三六、二〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「五〇、五〇〇円」を「五一、九〇〇円」に、「五九、二〇〇円」を「六〇、九〇〇円」に、「七四、二〇〇円」を「七六、四〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同号の3の(二)中「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、二〇〇円」

に、「一九、八〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二五、六〇〇円」に、「三三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表第九号の3中「一七一、〇〇〇円」を「一七五、〇〇〇円」に、「二三六、八〇〇円」を「一四〇、〇〇〇円」に改め、同表第十一号の4の(一)中「二、九〇〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表第十二号の3中「一三八、二〇〇円」を「一三九、六〇〇円」に改める。

別表第二号の1の(一)中「一七、五〇〇円」を「一七、七〇〇円」に改め、同号の1の(二)中「二二、〇〇〇円」を「二二、二〇〇円」に改め、同号の1の(三)中「一一、五〇〇円」を「一一、七〇〇円」に改め、同号の1の(四)中「一七、四〇〇円」を「一七、六〇〇円」に改め、同号の1の(五)中「二〇、九〇〇円」を「二二、一〇〇円」に改め、同号の2の(一)中「二、二七八円」を「二、三〇四円」に改め、同号の2の(二)中「一、五六二円」を「一、五八八円」に改め、同号の2の(三)中「一、四九七円」を「一、五三三円」に改め、同号の2の(四)中「二、二六五円」を「二、二九一元」に改め、同号の2の(五)中「二、七二〇円」を「二、七四六円」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
江府町	農林業地域改善対策事業佐川地区区画整理	平成十年三月二十日

鳥取県告示第六百三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、海面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成十年九月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 免許番号
海共第四号
- 二 漁業権者の住所及び名称
東伯郡北条町弓原三三四
中部漁業協同組合
- 三 免許の内容
 - (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業の時期
第三種共同漁業 地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 - (二) 漁場の位置 東伯郡北条町及び大栄町地先
 - (三) 漁場の区域 次の基点第十八号とアを直線で結んだ線、アとイを結ぶ最大高潮

時距岸最大一、〇〇〇メートルの線、基点第十九号とイを直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第十八号 羽合町と北条町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第十九号 大栄町と東伯町の境界と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第十八号から三五八度四〇分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大一、〇〇〇メートルの線との交点

イ 基点第十九号から三五三度四〇分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大一、〇〇〇メートルの線との交点

制限又は条件

地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んではならない。

4 免許年月日

平成十年九月一日

5 存続期間

平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

6 免許番号

海共第八号

2 漁業権者の住所及び名称

境港市中野町三三〇五

3 免許の内容

境港市漁業協同組合

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

(二) 三種共同漁業

地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

境港市地先

(四) 漁場の区域

次の基点第二十七号、アからウまで及び基点第二十八号を順次に

直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第二十七号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第二十八号 境港市新屋町三二六八一二地先新屋川左岸の標杭

基点第二十九号 鳥根県八束郡美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第三十号 鳥根県八束郡美保関町海崎鼻先端

ア 基点第二十七号から六六度〇〇分（磁針方位）の線と最大高潮時距岸最大一、〇〇〇メートルの線との交点

イ 基点第三十号から二〇六度〇〇分（真方位）の線と、アとエを直線で結んだ線との交点

ウ 基点第二十八号から六一度〇〇分（真方位）三、〇三〇メートルの点

エ 基点第二十九号から一七二度〇〇分（磁針方位）二、〇〇〇メートルの点

制限又は条件

地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んではならない。

4 免許年月日

平成十年九月一日

5 存続期間

平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

6 免許番号

海共第九号

2 漁業権者の住所及び名称

米子市灘町一丁目無番地

3 免許の内容

米子市漁業協同組合

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

(二) 三種共同漁業

地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

境港市地先

(四) 漁場の区域

次の基点第二十七号、アからウまで及び基点第二十八号を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(二) 漁場の位置 米子市及び西伯郡日吉津村地先
 (三) 漁場の区域 次の基点第二十六号とアを直線で結んだ線、アとイを結ぶ最大高潮時距離最大二、〇〇〇メートルの線、基点第二十七号とイを直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第二十六号 淀江町と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第二十七号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第二十六号から一三度一〇分(真方位)の線と最大高潮時距離最大二、〇〇〇メートルの線との交点

イ 基点第二十七号から六六度〇〇分(磁針方位)の線と最大高潮時距離最大二、〇〇〇メートルの線との交点

4 制限又は条件

地びき網漁業の操業に支障のない限り、他種漁業の操業を拒んではならない。

5 免許年月日

平成十年九月一日

6 存続期間

平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

四1 免許番号

海区第一号

2 漁業権者の住所及び名称

境港市中野町三三〇五

境港市漁業協同組合

3 免許の内容

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 魚類小割り式養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置 境港市地先

(三) 漁場の区域 次のアからオまでを順次に直線で結んだ線及びアとオを直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第三十一号 境港防波堤先端灯台

ア 基点第三十一号から一三五度三〇分(真方位) 三、六〇〇メートルの点

イ 基点第三十一号から一四三度一五分(真方位) 四、二一〇メートルの点

ウ 基点第三十一号から一五三度三〇分(真方位) 三、七七〇メートルの点

エ 基点第三十一号から一五〇度四五分(真方位) 三、四六〇メートルの点

オ 基点第三十一号から一三八度三〇分(真方位) 三、四二〇メートルの点

4 制限又は条件

なし

5 免許年月日

平成十年九月一日

6 存続期間

平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

五1 免許番号

海区第二号

2 漁業権者の住所及び名称

西伯郡淀江町大字淀江九九二一一

淀江漁業協同組合

3 免許の内容

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで

(二) 漁場の位置 西伯郡大山町地先

(三) 漁場の区域 次の基点第三十六号及びアからウまでを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第三十六号 西伯郡大山町平田字大坪二五七―一四地先に設置された漁港境

界鉾

- ア 基点第三十六号から二六一度二〇分(真方位)二二六メートルの点
- イ 基点第三十六号から二三八度四〇分(真方位)三七〇メートルの点
- ウ 基点第三十六号から二二二度〇〇分(真方位)三九三メートルの点

4 制限又は条件 なし

5 免許年月日

平成十年九月一日

6 存続期間

平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

六1 免許番号

海区第三号

2 漁業権者の住所及び名称

西伯郡淀江町大字淀江九九二―一

淀江漁業協同組合

3 免許の内容

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 のり養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで

(二) 漁場の位置 西伯郡淀江町地先

(三) 漁場の区域 次のアからエまでを順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線

によって囲まれた区域

基点第三十七号 西伯郡淀江町大字今津字濱田二七一―五に設置された標杭

ア 基点第三十七号から一七度四〇分(真方位)二六七メートルの点

イ 基点第三十七号から三四七度四〇分(真方位)二七九メートルの点

ウ 基点第三十七号から三三九度〇〇分(真方位)二二二メートルの点

エ 基点第三十七号から一八度四〇分(真方位)一六五メートルの点

4 制限又は条件

なし

5 免許年月日

平成十年九月一日

6 存続期間

平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで

七1 免許番号

海区第四号

2 漁業権者の住所及び名称

西伯郡淀江町大字淀江九九二―一

淀江漁業協同組合

3 免許の内容

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで

(二) 漁場の位置 西伯郡淀江町地先

(三) 漁場の区域 次のアからウまで及び基点第三十七号を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第三十七号 西伯郡淀江町大字今津字濱田二七一―五に設置された標杭

ア 基点第三十七号から二二一度一〇分(真方位)九六メートルの点

イ 基点第三十七号から三二〇度五〇分(真方位)一七四メートルの点

ウ 基点第三十七号から二九一度〇〇分(真方位)一五三メートルの点

4 制限又は条件

なし

5 免許年月日

平成十年九月一日

6 存続期間

平成十年九月一日から平成十五年八月三十一日まで